

昭和39年度平城宮調査出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

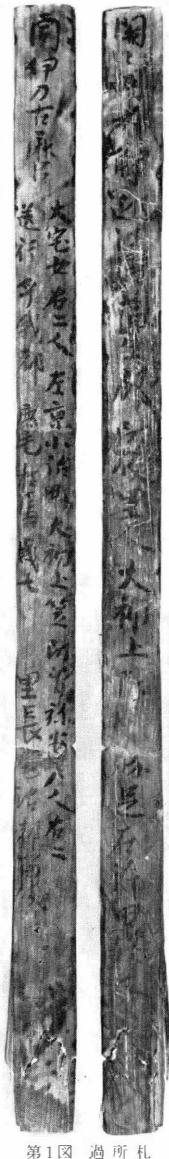
平城宮の発掘で、第5次調査の最初の木簡検出以来、現在までに出土した木簡の総数は3876点にのぼる。そのうち、第14次調査から第22次調査までに検出したのは、1912点である。

第16・17次の朱雀門地区(6ABX・6ABY区)の調査では、朱雀門の北を南北に流れる溝(SK)1900から、過所札を含む19点の木簡を発見した。過所札は、長さ66.5mm・幅3.5mmの長方形の材の表裏に次のような記載がある。

(表)「閔^ミ司^シ解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿^カ勝足石許田作人」
(裏)「同伊刀古麻呂<sup>大宅女右一左京小治大初上等阿曾弥安戸人右一鹿毛社馬藏七^{里長尾治都留伎}」
公式令集解の古記によると、過所には竹木札も用いており、和銅8</sup>

年5月1日の格以後は国印を捺すようになったとある。印を捺すには木簡は不適当だし、この木簡にも印はない。出土状況から確実な年代をきめることはできないが、伴出した土器からすると、平城宮創設当初のものと推定され、文面の上から上限は官位の表記が大宝令のものであるから大宝元年とする。下限は前出の和銅8年格でおさえることができる。他に「捉人」の名辞のみえる断片がある。

第18次調査で発掘した宮城西辺ぞいの6ADF区では、19点の木簡を土壤SK1983から検出した。保存状態が悪く、判読可能なものは4点で、「打^ハ釘^カ」や「表^ハ打^ハ釘^カ」^{裏^ハ斤^ハ二^ハ」のように、釘とその製造に関係するものである。この土壤からは、フイゴの口の破片や}



第1図 過所札

鉄滓類似品が出ており、本簡の記載内容と符合する。おそらく、冶金関係の工房がこの付近にあつたのだろう。伴出した土器からすると、天平末年までのものである。

所の土壌から出土している。点数は、^は、前210が349点、SK-2102が11点、SK-2017が17点である。^は、前210出土である。
（註記しないもののはSK-2101出土である）
（系の木簡が損傷である。）

(表) 北所進
尻塞卅四枚
還隻
〔一〕并尻塞十六枚 本受鐵卅三斤十兩 損十一斤十兩
〔二〕
〔三〕

これ（SK2102）は、北口所で製作した扉関係金具の使用材料の報告と送付状である。また、「飛炎字助釘七寸□」「飛炎架釘六寸」や「□□

「平釘」(SK2102)のような建築部材をとめる釘につけた付札や、建築部材を記した「辺附六枚 □□□□□□」(SK2102)があり、やがて京

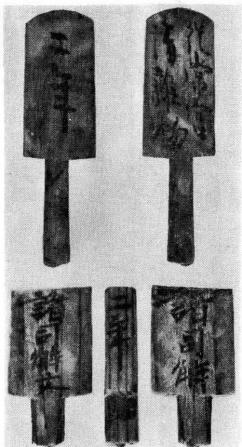
都府木津町からの部材の送付を報じた「(表)泉進上材十二一条中折一□又八条□(裏)付宿奈麻呂」(SK2102)がある。

以上の造営をしめす木簡のほかに、番長・蔵部・史生・舎人などの下級官人の飯の請求文書や綿の納人にに関するものがある。なお、始め

て是鉢月(第2回)を挙出した。一面に「御常宮 諸葛物」と二行。他面に「三年」とある。常宮は万葉集(301)の東常宮であろうか。

溝 SD2700 から木簡を発見した。この溝では、遺物を含む土砂が層位

的に堆積しており、木簡はその各層から出土している。年号の記され



第2図 題 簿 片

た。出土木簡の総点数は298点である。

文書展の内容のもので、西洋に属する如きは皆日本もので、長さ
70cm・幅4.5cmとこれまでの出土木簡中で最大の一
点がある。

飯運一人 子右

一表「辛苦之間人夫打少と粗皆食
伍斛伍斗如数進所□□注狀
（裏麦廿半）四半
（波多足）山（裏）□

や「木工寮□申請□」、断簡だが文女司、宮内、典膳などの官司名のみ見るものがあり、その多くが宮内省関係であることは、出土した

溝が内裏に近いことと無関係であるまい。荷札付札の類では、新しく山城・丹波・丹後・淡路の国々からの貢進物のものを出した。

第22次の調査は6AACと6AAF区にわかれて実施した。6AAC

区の木簡 581 点のはほとんどは溝 SD3035 から出土したものである。こ

の溝では、主に溝底の流砂層とその上に堆積した有機質を含む土層から木簡を検出した。この一群の木簡では、酒に関係した内容のものが多いためが注目される。最初に造酒司の名のみえるものをあげると

「若湯坐少録」
(表)造酒司符 長等大名事
日置葉

(裏)宣者言徒給状知必番日向

「(表)十一月十六日水汲針呂安

高豈五百鶴

文部之未呂

」

は、造酒司が 3 名の雜人に上番を命じたものであり、他の一点は断片

だが、表に「造酒司解申人」とあり、裏は長方形の材を横に用いて、連続して何行も書き、あたかも酒の支給簿のものである。この種のものは削り屑のなかにも多いし、少し異なるが、「表親王八升」三位四

人一斗二升

」
(裏)「伎人六升」
もその類であろう。

また、「表合」酒三升「者右」
(裏)「務急其仰望垂處分頃」
首死罪」や、「表監物史生等謹啓」酒二合「裏右依望処分」「以状」は

酒の处分の許しを求めたものであり、「表酒五升己上大殿祭」「科カ」
(裏)「一升」
は酒の使途を示したもの、「表難酒志紀郡裏」「田井ガ」
(裏)「郷笛入四斗二升」
は特殊な酒の付札だし、「清酒四斗」「白酒二升」「清酒中」など各種の酒名のみえる断片、さらには「中酢」まである。

これらの造酒司あるいは酒に関する内容をもつ木簡は、付近に造酒司またはその工房があつたことを推定させるにたるものである。
以上述べた溝 SD3035 出土の木簡では、紀年をもつものは靈龜 2 年
調査から天平 4 年まであり、平城宮の初期に集中している。



昭和39年度平城宮調査出土の木簡

酒造では、米と水が第一の材料である。この一群でも、「両村郷御

酒米五斗」「表荒河郷御酒米五斗裏賀美里」「表尾張國中嶋郡石作郷

(裏)「酒米五斗九月廿七日」「八弁郷春御酒米五斗」など、酒米の付札類が多数ある。また、

「表」十一月十六日水汲針呂安
田部作未呂 長車足鳩
日置葉 〔案原知鳴
春カ〕
酒米五斗「丹後國竹野郡野郷保部古与曾赤春米五斗」と多量

の水の使用をしめすものがある。

赤米貢進の付札が多いのも特色で、「表播磨國赤穂郡」「裏五」
保奏酒虫赤米五斗」「山田郡建佐酒部枚夫赤米」「水上郡井原郷上里

赤搗米五斗」「丹後國竹野郡野郷保部古与曾赤春米五斗」などがある。赤米は、天平 6 年の尾張國正税帳に「酒料赤米」なる記載がある。赤米は、やはり酒造との関係を考えることができる。なお、最初の播磨國の赤米貢進荷札は、美濃國の大宝戸籍例以外の五保の新史料である。

このほかに、他の木簡出土遺構と同様な御賛や調の貢進のときの荷札があり、「紀伊國无漏郡進上御賛醜鰐八升」「青郷御賛伊和志腊五升」や「安房國朝夷郡健田郷仲村里戸私部真鳥調鰐六斤三列長四尺五寸束一束」「養老六年十月」など各地各種類のものがある。

図 3 にはその工房がこの付近にあつたとする推定と符合する。平城



第5図 受領札

宮跡の発掘で、調査地域の性格やそこにあつた官衙名を推定できた珍しい場合である。同時におこなつたA.A.F.K.の調査では、総数28点の木簡が、調査地域の各地点から出土した。出土遺構は、土壇・柱穴・溝など各種あり、その各々から少量ずつ出土している。現在論は出ていない。そのため、こゝでは一括して、その内容を概観するにとどめておく。

まず文書風の内容をもつものをあげると、請求文書として、飯を請求した「表請飯三升 御洗布粥養料」(裏)良八月四日鴨家長、「悔過所が小豆などを請うた」「表請如件」(裏)等科請如件(十一月五日)月□日高市廣野」などがあり、受領文書として「表宮舍人懸志己等理 受物戶四口」(裏)天平勝宝八歲八月十六日(第5図)がある。また、次の2点は使役関係の記録である。

(表)	病二人	男	金速	刀佩新
見十三人	五百鷗	己王	人菅原	万昌新
裏) 原採杅材遣	盛東			少咲富昌新
	平	天平勝宝八歲十一月九日上野豐濱	奴飯呂昌盛	殿万昌内
(表)「巽一千冊六把	四十人・別六十九把	」(裏)「四月十四日領上毛野智惠		
雇女十五人	火長〔月さ〕	」(第4図)		
さらに、縫殿のみえる	〔表〕縫殿宿人 須田部〔裏九〕	「表」縫殿宿人		
殿九人鳴身	〔裏〕九月廿二日	〔裏〕九月廿二日		
重要なる史料となる。				
貢進物の荷札では、賛関係のものはなく、調では通有のもののはか				
に、「上道郡浮浪人調鉄一連」「若狹国三方郡竹田里浪人黃文五百相				
調三斗」(第3図)の2点は浮浪人の調貢の荷札で注意をひいた。中男				
作物では、「上野国緑野郡小野郷主物部烏麻呂戸中男作物鹿腊代雜				
口」は、中男作物として規定品の代りを貢進している点と戸主名を記				
記している点は、これまでの多数ある中男作物貢進荷札とは違つてい				
る。その他に、米・赤米の貢進荷札もあり、米貢進の1点には「参河				
國飯口郡寸松里海部字麻呂鴻糯米五斗 和銅二年十一月无口帳				
昌呂」とあつて、これまでに検出した本簡のうちで最も古い年紀				